

主権者である市民が考え、 選択して、責任を持つ 住民が主人公の川口市に

川口市議会 6月定例会が6月3日開会で予定されています。6月議会では日本共産党川口市議団から矢野ゆき子市議が一般質問をする予定です。みなさんとともに、主権者である市民が考え、選択して、責任を持つ住民が主人公の川口市にしていくために日本共産党川口市議団はがんばります。

コロナ禍でのいのち・くらし・しごとを守る施策についても国、県、市それぞれ拡充が必要です。日本共産党市議団は川口市に対して、水道料金に低所得世帯への減免制度を創設することや、PCR検査のさらなる拡充などを求めています。みなさんからの政治へのご意見、生活や地域の相談もどうぞお寄せください。

5月3日の憲法記念日をふり返って そもそも日本国憲法にもとづく地方政治って？

日本の地方自治体は、憲法で、首長と議会議員がそれぞれ住民の直接投票で選挙される「二元代表制」と定めています。川口市でいえば市長の行政運営に住民の意思がより反映されること、そのためにも市議会の構成と活動に民意が公正に反映され、民主的運営、行政に関するチェックと調査、政策能力の向上がはかれることが大切です。国政とは違い、地方政治は二元代表制であることから議会は「与党」「野党」ではなく市議会全体として行政に対して監視する役割が求められています。コロナ禍においてこそ、感染防止の対策を十分にとりつつ、市民の声を市政によりいっそう反映させる必要があり議会としての十分な審議が必要です。

新川口

2021年5月23日 No.1608

日本共産党川口市議会議員団
川口市前川 2-28-10
TEL.267-8411 FAX.261-3528

防災ハンドブック「防災本」 を見直します

都市基盤整備・防災力向上特別委員会

▼特別委員会資料より

2018年に初版が発行された「防災本」が改訂されます。改正内容について5月21日、都市基盤整備・防災力向上特別委員会で報告事項となっています。

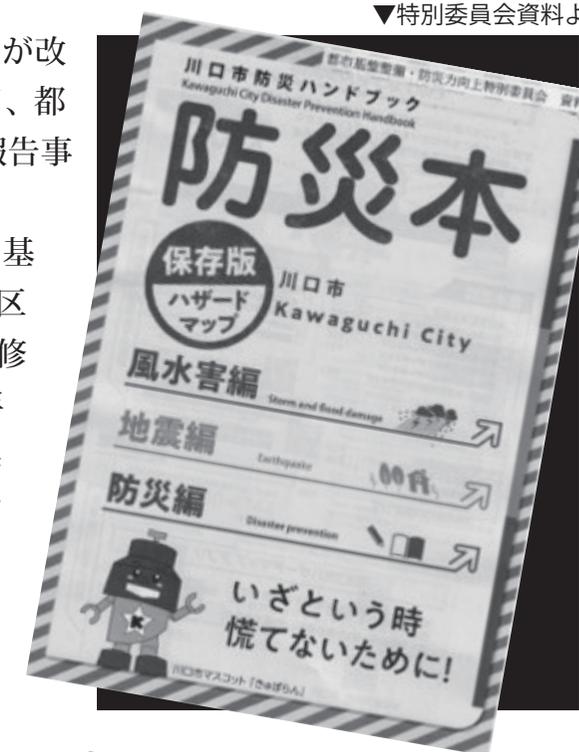
埼玉県は、2020年5月の改正水防法に基づいて最大規模降雨による洪水浸水想定区域を指定・公表し、洪水浸水想定区域を修正しました。また、災害対策基本法は今年の4月に改正され、これまで警戒レベル4で位置付けていた避難「指示」と「勧告」を見直し、「指示」に統一しました。

今回の「防災本」の改定は、大きく3点となっており、

- 1 「避難勧告」を廃止し、「避難指示」への一本化
- 2 氾濫時に川口市に影響のある河川として「中川」「菖蒲川」「笹目川」の追加
- 3 「指定緊急避難場所」を災害の種別（洪水・集中豪雨等・土砂災害）ごとに指定し、洪水時は立地と階高を想定した垂直避難場所を表記と、しました。

今回の災害対策法改正には、災害時に手助けが必要な高齢者や障害者など、「要支援者」一人一人の避難計画作成が市町村の努力義務とされました。本市においても、約5,000人の対象者がおり、個別避難計画の作成は今後の課題です。

見直しが行われた「防災本」は広報かわぐち6月号と併せて各戸配布が行われるほか、6月1日から第一本庁舎・支所・川口駅前行政センター・消防局・公民館等施設にて希望者に配布します。



「国民健康保険税の減免制度」**知っ得**情報 生計困難者の医療費を減免 無料定額診療事業

1年以上に及ぶ新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、生業の不振や勤め先の都合で雇止めやシフト変更などで収入が減少して、生活に困っている方が多いと思います。今号では、国民健康保険税の減免制度について皆さんにお知らせ致します。

① 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯の減免

新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者(以後、生計維持者)が死亡または治療に1ヶ月以上かかるなど重篤な傷病を負った世帯や、生計維持者の令和2年の事業収入等の減収額が、前年の収入額の3/10以上であること。生計維持者の令和元年の合計所得額が、1000万円以下であるなどに該当する方が対象となります。

② 災害により住居や家財に損害を受けた場合

震災・風水害、火災等による損害額が、賦課期日の属する年の前年の世帯総収入額の7割を超えた(損害保険等で補填される金額を除く)世帯の世帯主が対象となります。

③ 病気やケガで仕事が出来なくなってしまった場合

生計維持者の病気やケガ等の原因により、就業が出来ないために収入が減少した世帯の世帯主が対象となります。(減免基準に該当する場合)

④ 収入が著しく減収してしまった場合

生計維持者の廃業または休業等により、収入が減少した世帯の世帯主が対象となります。(減免基準に該当する場合)

⑤ 多子世帯による減免

2021年4月より開始された制度で、18歳以下の被保険者が3人以上いる世帯が対象で3人目以降の均等割額が全額免除されます。

など様々な減免制度があります。条件が当てはまるのではないかとお考えの方は

国民健康保険課資格第1・第2係(☎259-7669)

または日本共産党市議団(☎267-8411)までお問い合わせください。

病気になったのにお金がない。そのようなときに無料で診察してくれる医療機関があります。社会福祉法第2条第3項第9号に基づき、無料、もしくは低額な料金で診療する「無料定額診療事業を」一部の医療機関が実施しています。

1 どのような人が対象になりますか。

厚生労働省は、「低所得者」「要保護者」「ホームレス」「DV被害者」「人身取引被害者」「(短期滞在中などの)外国人」などの生計困難者、当面の医療費の支払いが困難な人としています。健康保険加入の有無や国籍は問われません。諸事情により生活保護を利用することが出来ないなど、経済的な理由により必要な医療を受ける機会が制限されないよう、無料または低額な料金で診療を受けられる制度となっています。

2 相談はどこにしたらいいですか。

まずは実施している医療機関への相談となります。医療機関では担当者(医療相談員など)から事情をきかれ、必要な書類を提出し、審査を受け、適合か否かが決まります。以下、川口市の実施医療機関をご紹介します。

【埼玉県済生会川口総合病院】	【川口診療所】	【埼玉協同病院】
川口市西川口5-11-5	川口市仲町1-36	川口市木曾呂1317
電話 048-253-1551	電話 048-252-5512	電話 048-296-4771
FAX 048-256-5703	FAX 048-252-4090	FAX 048-296-7182
【さいわい診療所】	【川口市への問合せは生活福祉課】	
川口市中青木4-1-20	電話 048-258-5703	
電話 048-251-6002	FAX 048-257-6600	
FAX 048-252-0434		

3 介護でもそういう制度はありますか。

「無料定額介護老人保健施設利用事業」があります。川口市では、「老人保健施設みぬま 電話 048-294-9222」が実施しています。